

令和3年5月臨時会 文教厚生委員会（事前）

令和3年5月19日（水）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

大塚委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（19時23分）

これより、教育委員会関係の調査を行います。

この際、教育委員会関係の5月臨時会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることといたします。

【提出予定議案】（説明資料）

- 議案第3号 学習者用コンピュータの購入契約の変更購入契約に係る専決処分の承認について

【報告事項】

- 公立学校における新型コロナウイルス感染者発生状況及び対応について（資料1）

榑教育長

5月臨時県議会に提出を予定いたしております教育委員会関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

今回、御審議いただきます案件は、専決処分の承認1件でございます。

それでは、お手元に配付いたしております文教厚生委員会説明資料の1ページをお開きください。

1、その他の議案等といたしまして、（1）専決処分の承認についてでございます。

県では、県立中学校、特別支援学校小・中学部に加え、徳島県GIGAスクール構想に基づく本県独自の取組として、県立高校及び特別支援学校高等部の生徒が使用する一人1台端末を整備することとし、このうち高校及び聴覚支援学校についての購入契約の締結が議会の議決対象となるものでありましたことから、昨年の9月定例県議会において議決を頂き整備を進めてまいりました。また、安全側を見まして本年の2月定例県議会におきまして、繰越明許費を設定した上で整備を進めてきたところでございます。

一方で、この調達契約には、県が別途調達するアプリケーションの導入をはじめ、端末の設定作業を含めておりましたが、アプリケーションの調達に時間を要し、2月定例県議会閉会後の3月下旬に納期限である3月31日までの納品が間に合わない見込みとなることが判明いたしました。このため、契約を変更し、納期を延長する必要性が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、同年3月30日付けで行った変更契約の締結に係る専決処分について、御承認をお願いするものでございます。

なお、この契約により調達した端末は、4月28日までに予定していた全ての県立高校等への納品が完了しております。

以上で、提出予定案件の御説明を終わらせていただきます。

続きまして、1点、御報告させていただきます。

公立学校における新型コロナウイルス感染者発生状況及び対応についてでございます。
お手元の資料1を御覧ください。

まず、1の発生状況について、5月18日公表時点の状況でございますが、学校における感染者数はクラスターを含めて115名であり、内訳は幼児児童生徒97名、教職員等18名でございます。

クラスターの発生状況については、4月22日に認定された鴨島第一中学校クラスターでは10名、二次感染等を含めると12名、同月24日に認定された富岡東中学校・高等学校クラスターでは49名、二次感染等を含めると68名の感染者が発生いたしました。

次に、2の対応について、（1）の感染拡大防止対策の強化についてでございます。

4月に入りまして感染者が徐々に増加したことを受け、県では4月20日から5月5日までの間を感染拡大抑止緊急対策実施期間として対策を強化し、教育委員会におきましても学習指導、学校行事、部活動、研修、出張の各場面において対策の強化に取り組んでおります。

対策の詳細につきましては、資料2枚目の別紙を御覧ください。

4月20日から強化した対策の内容は、表の左端の欄に記載しておりますが、1の学習指導に関しては、各教科等の指導においても感染リスクの高い教育活動は実施しないこととし、2の学校行事に関しては、県境を越えての修学旅行、遠足などの校外行事は延期等を検討することといたしております。

裏面を御覧ください。

3の部活動に関しては、短時間での活動、県内外を問わず合宿や他校との練習試合等は実施しないことといたしました。その後、部活動において感染が拡大したのではないかと推察せざるを得ない学校クラスターが発生したことを受けまして、更なる対策の強化を図ることとし、4月27日から、表の中央の欄に記載しておりますが、部活動に関しまして、5月5日まで休止、公式な大会等についても不参加とし、感染拡大の抑止を図ってまいりました。

5月6日以降の対応といたしましては、引き続き対策強化の取組を継続しておりますが、部活動については表の右側の欄に記載しておりますが、5月に入り学校関係者の感染は減少傾向にあること、他県との均衡を図ることから段階的に再開することとし、5月12日以降は平日2時間以内、休日3時間以内の短時間の活動としたところでございます。

あわせて、生徒に対する感染防止の指導を更に徹底するとともに、学校において感染拡大が見られた場合は、当該校での部活動の休止といった措置も検討することとしております。

資料1枚目にお戻りください。

2の対応の（1）の2つ目の点でございますが、複数の感染者が確認されました公立学校におけるモニタリング検査を実施することとし、ゴールデンウィークの影響が懸念される5月31日までの期間を集中期間として取り組んでまいります。

（2）感染や濃厚接触となったことにより、登校できなくなった児童生徒に対する学びの保障としまして、小中高を対象とした家庭学習応援動画、とくしま・まなびのサポートの配信、自主的な学習が容易にできるよう工夫した県独自の学習教材プリントやウェブドリルの提供などにより、児童生徒の家庭学習を支援しております。

（３）新型コロナウイルス感染拡大に伴うストレスや不安、悩みを抱える児童生徒に対する心のケアとしまして、スクールカウンセラーの緊急派遣、ＳＮＳを活用したより相談しやすい体制、人権学習動画、こころのサポートの作成、配信などを行っており、児童生徒の心の支援を行っております。

県教育委員会といたしましては、引き続き危機感を持って関係機関と連携し、学校における感染拡大防止対策の更なる徹底を図るとともに、児童生徒に対する支援に努めてまいります。

報告事項は、以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

大塚委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

岡委員

１点だけお伺いします。

専決処分の承認についての分なのですけれども、先ほど御説明がありました令和3年3月31日までの納期が１か月延びたと、その理由は、県が調達するアプリケーションの入札が不調に終わったからということですね。

今回の分に関しては、4月28日までに納品は済んでいるということなのですけれども、そういう認識でよろしいですね。一応確認させていただきます。

高崎教育政策課長

ただいま岡委員より、専決処分の承認について御質問いただきました。

徳島県GIGAスクール構想に基づきまして危機管理調整費を活用し、県立学校に計1万8,335台の一人1台端末の整備を進めてまいりましたが、年度内の納品が完了しない可能性が出てきたことから、令和3年2月定例会におきまして繰越処理をさせていただき、端末の納入が遅れた場合は納入業者の責めに帰すべきものでありますことから、契約期間を延長せず、契約に基づき遅延利息を徴収することとしておりました。

この契約はネットワークの設定作業や県が入札により別途調達するアプリケーションのインストールを含んだ契約内容でございますけれども、県立高校及び聴覚支援学校の生徒分1万6,500台につきまして、県のアプリケーションの調達が入札不調となりまして納期限に間に合わない見込となったところでございます。

このアプリケーションの調達は県の役割であり、端末の納入業者の責めに帰する理由ではないところ、改めて契約期間を延伸する必要が生じたところでございますが、議会で御審議をしていただく時間がなかったことから、専決処分により納期を4月30日とする契約期間の変更をさせていただいたものでございます。なお、4月28日までに全ての端末の納品は完了しております。

今後でございますけれども、こうした契約変更に係る専決処分を行うことがないように

執行管理を徹底してまいりますので、御理解いただきますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

岡委員

もちろん、そのことはそうなのですけれども、恐らく2月議会かその前か分かりませんが、本当にこれで間に合うのかというような懸念も出ていたはずですが。皆さん方はそういう業界のプロフェッショナルではないのですけれども、ちゃんと社会の状況を見てやっていかないと、今後もこういうことが続くと思います。

そこは十分注意をして、そういう業界の情報であったりとか、今の現状というものをきちんと把握した上で納期を設定する。これは当たり前のことだと思うのです。ほかのところも一緒です。公共工事とかでも一緒です。こういうことは、とにかく気を付けていただきたいということを強く申し上げておきたいと思います。

時間もないのであれですけれども、GIGAスクール構想というのも新しい取組です。恐らくいろんなことを計画して、5月からまたいろんなことで使える、6月からは授業で使うというような話は聞いていますけれども、それにしただけでいろんな不具合が出てくると思います。恐らく問題点が出てくる。それは先ほどの保健福祉部でも言いましたけれども、新しいことにチャレンジするのですから、もうスタートを切ったので走りながら考える、走りながら修正していくということをしなければいけないと思うのです。

これもさっき言ったのですけれども、恐らく行政の方が一番苦手なことだろうと思います。けれど今回のこの経験、入札不調のことにしても今後のことにしても、非常に大きな経験になっていくと思います。子供たちの教育が新しい段階に入ったと思いますので、このGIGAスクール構想っていうのをやって良かったなと思えるようなものにしていただきたいので、これからはしっかりと取り組んでいただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

岡田委員

私もGIGAスクール構想について、本当に子供たちの学びを深めるためにタブレット端末を配付するということと、いろんなときに活用できるようにということで県に取組をしていただくようになりました。

それで、遅れたということはあれなのですが、私としては当然決まり事が守れないというところはあれなので、今後気を付けていただきたい。

それと、この主役は子供たちの学びなのでその部分で遅れが出ないように、スタートは慎重にさせていただいていいと思うのですが、学び始めた所ではきちんとスムーズに動いていって、そして子供たちの授業の中で活用されていくこと。

そしてまた、タブレット端末だからこそ見ることができる、実験することができる、知ることができる世界というのがあってと思いますので、今まで以上に世界とつながることであつたりと、いろんな可能性のあるものが含まれたというところで、GIGAスクール構想でタブレットを配付することを県が決めたと思うのです。その部分は初心を忘れることなく、その導入にどうのというのがあったのですけれども、しっかりと目的を達成できるように、そして子供たちがやって良かったなというように乗り越えていただく。

そしてまた、先生方も授業の中でどうやって取り組んでいくかというところで、これからの課題が多々あると思うので、それにうまく対応していけるようなサポートっていうものをしっかりと教育委員会のほうで体制を作っていただきまして、今作ってくださっているのは分かっているのですけれど、なかなか手ごわそうな機器の話がいろいろ聞こえてくるので、しっかりとサポートできるような体制づくりをして、現場の先生方が使えない物ではなくて、使っていったら本当に良かったよという、そして子供たちが授業が面白い、勉強が面白いっていうところにつなげていただけるように、是非活用していただけるように要望して、これの答弁は要りませんので、お願いしたいと思います。

それと、先ほど教育長の報告の中で、クラスターの発生によって部活動がというようなお話があったのですけれども、その中で、部活動を行っていく上で休止になったというような御報告を頂いたのですけれども、もう少し具体的にどのような問題があったと考えられているのか。また、今後の部活動を安心して行えるように、どのように取り組んでいけるつもりなのか、お答えいただけますか。

吉岡体育学校安全課長

ただいま岡田委員のほうから、クラスターの発生に部活動が関係したのではないかと、今後安全に部活動が行えるように、どのように取り組んでいくのかというような御質問を頂いたと思います。

部活動は、多くの生徒が学年とかホームルームを越えて交流する場でありますことから、一たび新型コロナウイルスが持ち込まれますと、学校全体、時にはほかの学校にまで拡大するおそれがございます。部活動の実施に当たりましては、換気の実施や飛沫^{まつ}の飛散防止、練習前後の休憩中の水分補給等を除く飲食の禁止といった感染症対策は十分に気を付けておりましたけれども、何らかの場面でこういった対策が行き届いていなかったのではないかと考えております。

一方で、県内でも感染力の強い変異株は、新型コロナウイルス感染症変異株スクリーニング検査で9割になる期間があるなど拡大しており、富岡東中学校・高等学校関連クラスターのウイルスが変異株という確認はされておりましたが、クラスターが大規模になった大きな要因の一つでないかと推測されます。

変異株は、従来株と比べて子供への感染力が強い可能性があるとされており、変異株に係る知見及び対策等が追記されました、最新のマニュアルであります学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルのバージョン6に記載されております留意事項を踏まえて、改めまして感染防止対策を明記したチラシを作成し、生徒全員に周知する。また、感染症対策チェックリストを作成し、部活動の顧問が毎日チェックする。そして、各学校の管理職員を対象にオンライン研修会を開催し、学校の感染症対策をチェックして組織で対応するようにするなど、感染症対策の徹底を図ったところでございます。

岡田委員

改めて感染予防対策というところを見直していただくとともに、感染者数が増えたり減ったりというところがありますので、やはりそのあたりの気の緩みっていうのがないよ

うに、そして子供たちの部活動をする思いっていうのは分かるのですが、そういう部分にきちんと感染対策を取り入れて、それを守ってチェックされるということです、是非そのように部活動をしていただける環境を整えてもらって十分に発揮できるような体制づくりをしていただきたいと思います。

それともう一つ、今年は梅雨に入るのが早くて、もはや梅雨入りしてしまして湿度が非常に高い中、感染対策をされて部活動をさせるということです、一つは熱中症対策っていうのも重ねて気を付けていただきまして、子供たちの健康観察っていうのも含めて是非取り組んでいただきたいと思います。

そして、その大事な部活動の中で、先ほどクラスターの要因に部活動があったからということで、先ほど教育長の報告でもあったのですが、4月27日から5月5日に全面的に部活動を休止したということがありました。いろんな大会が予定されていたこの時期に、県教育委員会として大会も全て自粛というか、控えましょうということで一斉に休止されたのですが、そのあたりについて県教育委員会としての姿勢といいますか、そこまで踏み切って部活動を休止したという思いをお聞かせいただければと思います。

吉岡体育学校安全課長

ただいま岡田委員のほうから、4月27日から5月5日までの部活動を全面休止にしたことに対して、そこまでする必要があったのかというふうなことで、県教育委員会としての姿勢を確認したいという御質問を頂きました。

県教育委員会では、部活動が感染拡大の要因の一つと推察せざるを得ない大規模なクラスターが発生したことから、4月27日から5月5日までの期間、感染拡大防止の徹底のために部活動の全面休止をお願いしたところです。通常、この時期におきましては各競技の公式大会が開催されたり、多くの学校が遠征や練習試合を行っており、非常に大事な時期であるということも認識しております。各競技団体にも連絡したところ、この期間の公式戦が延期できることが調整できたという連絡も頂き、まずは部活動での交流を止めまして、部活動での感染を拡大させないためには、生徒には一時的につらい思いをさせてしまいましたけれども、必要な措置であったと考えております。こうしたことにより、現在では学校関係者の感染者数は、落ち着きが見られてきております。5月6日以降は段階的に部活動を再開しまして、11日までは1日平日1時間以内、休日は2時間以内と、12日以降は平日2時間以内、休日3時間以内という時間制限での活動であります、生徒の皆さんには県高等学校総合体育大会、中学校総合体育大会に向けて短時間で成果の出る練習を工夫して効率的に取り組んでいただいているところでございます。

岡田委員

今おっしゃっていただいたように、目的は県高校総体、中学校総体です。去年は県総体が全部中止になって、それで去年の3年生の子から小中高と頑張ってきたのができなくて、ものすごく悔しい話を直接聞くことができ、ものすごくなんかやり切れない。

けれど、まだ去年は今年より新型コロナウイルスというものがどういうものか分からないから、少なくとも命を守るためにその大会を中止にしたんだということで、それは頭では納得できるけれど、心の中ではなかなか納得できないのですっていうような話もあった

りして、いろんな子供たちの頑張ってきた思いというのがあるので、是非今年こそは県高校総体、中学校総体というのが実現できるようにしていただきたいなと思います。そのためにといいますか、クラスターにならないように、部活動がクラスターだった可能性があるところから練習時間を控えられて、そしてまた徹底した管理の下、子供たちの部活動が再開されて、今、着々と進められていると思うのですけれども、今後、県教育委員会としてもしっかりとサポートしてやっていただきたいと思うのです。

今後、どのように県教育委員会として取り組んでいかれるような思いでいらっしゃるのか、最後に一つ聞かせていただけますか。

吉岡体育学校安全課長

ただいま岡田委員のほうから、県高校総体、中学校総体に向けて県教育委員会としてどのようなサポートをしっかりとしていくのかという御質問を頂きました。

県教育委員会といたしましては、県総体を目標に日頃の練習を頑張ってきている生徒にはその成果を十分に発揮してもらいたいと考えております。そのためには、何よりも学校から新型コロナウイルスの感染者を出さないことが重要であり、感染防止策を一層徹底することが必要であると認識をしております。

対策については、先ほども申し上げましたけれども、具体的には学校とより連携を深めまして、部活動の顧問指導者はもとより、部員一人一人に感染防止に向けて今一度意識を高めていただくと。具体的な中身としては、一人一人がしっかりと意識を高めるチラシを作成して全員に周知する。また、感染症対策チェックリストを作成して、部活動の顧問が毎日チェックをしていく。そして、各学校の管理職員を対象にしたオンライン研修会を開催して、学校のチェック体制を組織として対応していく、このような感染症対策の徹底を図っていこうと考えております。

県教育委員会といたしまして、今まで運動部活動に励んできた生徒たちに昨年のような失意を味わわせないためにも、成果の発表の場である県総体を何としても開催していただくために、県総体に出場できない生徒が生じないように学校と最大限の危機感を共有し、考え得る限りの最大限の対策を講じてまいりたいと考えております。

岡田委員

是非、学校一丸、県一丸となって県高校総体、中学校総体ができるように、そしてまた、そのためにみんなが我慢しながらそれぞれのやりたいことに制限が掛かった中で、最大限のことを工夫してされていると思うのですけれども、その部分をその大会で生かされるように、取組ができるように是非頑張ってくださいと思います。

もう1点、質問させていただきたいのですけれども、富岡東中学校・高等学校においてPCR検査をした時に、教職員の方が検体回収に従事したという報道があったのですけれども、これに関して事実を簡単に説明していただけますか。

高崎教育政策課長

ただいま岡田委員より、富岡東中学校・高等学校におきまして、教職員が検体回収に従事したといった報道について御質問がありました。

これまでも児童生徒の感染が確認された場合は在籍する学校におきまして、保健所が行います積極的疫学調査をはじめ、学校で検査を実施することとなった場合には、生徒の本人確認や誘導であったり、ラベリングといった作業の協力を行うなど、保健所と連携して検査を進めているところでございます。

富岡東中学校・高等学校では、4月21日に生徒の感染が確認されまして、翌日22日から5月1日までの間、学校におきましてドライブスルー方式でPCR検査を行っており、車の窓越しに空の容器を渡して生徒さんが唾液を自己採取した後、その容器を受け取って集積場所へ持っていくといった作業に協力をしており、そのうち4月22日から24日までの3日間につきましては、保健所からの協力依頼に基づきまして教職員も検体を回収する作業に従事したと聞いております。

なお、こうした作業でございますが、学校における児童生徒の速やかな安心安全の確保と、1日も早い教育活動の再開のため、教職員の職務として行われたものと承知しております。

岡田委員

3日間検体を回収する作業というのは、安全な状態で行われたのかどうか、これについてお話ししていただけますか。

高崎教育政策課長

ただいま岡田委員より、その作業が安全だったのかとの御質問を頂きました。

こういった唾液での検体を回収する場合は、国が示しております検査の技術的事項に関する質疑応答集では、サージカルマスク及び手袋を装着することとなっております。こうした感染防御につきましましては、検査前日に保健所から学校には検査の流れ、人員の配置場所、役割とともに説明があったと聞いております。

富岡東中学校・高等学校ではこうした国の基準に加えまして、フェイスシールドも加えて着用し、作業に当たったと聞いておりまして、十分な感染防御策が講じられており、安全対策上も問題がなかったと承知しております。

岡田委員

今のお話を聞いておりますと、予防対策をしながらその検体回収というか、作業を手伝ったということですので、安全上問題がなかったというようなことです。

引き続き子供たちの速やかな安心安全の確保と、保健所と共に学校、教育委員会も一丸となって子供たちの学びの回復に向けて1日も早い取組をしていただきたいと思います。また、教育委員会を挙げて感染拡大防止対策を徹底していただきまして、先ほどの総体ではないですけど、いろんな目的がありますので、改めてそれに向けて一丸となって取り組んでいただきますようお願い申し上げて終わります。

西沢委員

5月6日以降の対応ということでここに載っていますね。資料1、別紙の3でしょうか。ここでちょっと分からないのが表中に、学校において感染拡大が見られた場合、その

学校については休止となっていますが、感染拡大とはどういうことを言うのでしょうか。

吉岡体育学校安全課長

ただいま西沢委員のほうから、5月6日以降の部活動の対応の中で、学校において感染拡大が見られた場合、その学校については休止の措置も検討と、これはどういうことかという御質問を頂きました。

学校におきまして感染者が出た場合には、学校を一時的に臨時休業にしまして、感染拡大がどこまでなのかということ突き止めまして、保健所との連携の下、学校を再開しても安全ということが分かるまでは臨時休業となっております。部活動につきましても、自動的に学校臨時休業の期間は休止となっています。

ここに書いてあります感染拡大が見られた場合という表記につきましては、クラスターが出た場合に、例えばどこでどの部活動でこのクラスターが発生したのかと、そこで練習環境を共有している、例えば体育館を共有している部活動があった場合に、その部活動にまで休止を広げるものなのかどうか、このあたりにつきましては保健所の専門的な御意見とか御指示を頂きながら判断する必要があるというふうに考えておりますので、学校が再開した後もこの関連する部活動がどこまでなのかという御意見を頂きながら、その複数の部活動が休止になることも考えられるというような意味で、休止の措置も検討ということとなっております。

西沢委員

その時その時で判断するということですね。何人とかそういうのは関係なしに状況において、そうですね。

それとその上のほうに、密集・組み合わせ・接触の場面が多い活動、向か合って発声する活動を避けるとあります。これはどういうスポーツのことを指しているのですか。

吉岡体育学校安全課長

例えば、柔道、それからレスリング、ラグビーとかが特に密集、組み合わせ、接触が多い競技というふうに考えられると。それ以外にもあると思うのですけれども、一番多い競技としてはそのあたりが考えられると考えております。

西沢委員

例えば、ボールを扱うものとか、それは接触すると言ってもボールを通して接触しますよね。この場面もこの言い方を見ると分かりませんね。だから、これはいいですよ、これは悪いですよというのは、その学校ごとに判断するということですね。

吉岡体育学校安全課長

密集、組み合わせ、接触はどこが判断するのかという御質問だと思います。

各競技におきましては、中央競技団体のほうから新型コロナウイルス感染症に関する対策のガイドラインが出ておりますので、こういう練習は避けたほうがいいとか、その場合はこういうふうに代替りの練習を考えなさいであるとか、時間を制限してやりなさいであ

るとか、そのような競技ごとのガイドラインが出ておりますので、それに従って活動すると。若しくは、周辺の感染状況によってはその活動を避けるというふうな判断になると考えております。

西沢委員

範囲が分かりづらいですね。当然ながら一対一で組む柔道とか、そういうふうなのだったら完璧にどうしようもないわね。そういうものは当然分かるけれど、それ以外にもどこまでかというのが、幾らこれで決まりがあるといっても、それがいいのか悪いのかということになると分かりづらいですね。様子を見ながらしなければいけないのかもしれないですね。

それと表の一番下のほうに、県内外を問わず合宿や他校との練習試合、交流活動は禁止、ただし公式な大会やコンクール等は参加可能となっております。これは県外でも一緒ですね。

こういうふうに書いてあるということは県内というよりも県外でも可能だと思うのですが、当然ながら兵庫県や大阪府とかの近辺でも非常にまだまだ多いですよ。徳島県内はやっと落ち着いてきましたけれど、そういう中で公式な大会やコンクール等は参加可能という言い回しがよく分からないですね。

吉岡体育学校安全課長

公式な大会、コンクール等につきましては、主催者が協会であったり連盟であったりするというようなことで、公式な大会、コンクールは協会、連盟が中央競技団体に年間のスケジュールとして申請して認められた大会ということになっております。当然ながら、中央競技団体が決めた感染防止策を踏まえた上で開催されるということになりますので、そのような十分な感染防止策がとられた大会に関しては、県内外を問わず参加することは可能であるというふうな表現になっております。

西沢委員

しかし、大阪府とか兵庫県へ行くだけでもいろいろ問題なのに、いいのかなと。落ち着いていたらですよ。大阪とか兵庫とか、その近辺で大会をやると、これはどうなのかなという気がしますけどね。

吉岡体育学校安全課長

大会開催地域によっては危険なのではないかという西沢委員からの御意見でございました。

これは飽くまでも参加可能ということでございまして、最終的には保護者から参加させるかどうかの判断も当然頂きますし、開催される地域の感染状況であったり、その場所の危険度合い、感染の可能性がどのくらいあるのかっていうふうなことも勘案いたしまして、その学校の代表として参加させるかどうかにつきましては、学校長のほうで判断することになっております。

決して参加しなさいというふうなことではないという意味でございます。

西沢委員

いいのか悪いのか、またそれは結果が出てくる可能性はあるし、分かりませんが、子供たちにとっては当然ながらやりたいというのは当たり前のですけど、それによってどうなるかというのはまた別の問題ですよ。これ以上は言いませんけれど、よく分からないですね。終わります。

達田委員

一つは、学習用コンピューター購入契約についてお尋ねしたいのですが、今、県立高校とか支援学校へということなのですが、県立学校及び支援学校にそれぞれ何台配備されているのでしょうか。

古味総合教育センター所長

現在、県立学校のほうに配備をされているコンピューターの数についてですが、まずは県立高校につきましては、1万6,500台が入っておるところでございます。

そのほかに、これから特別支援学校に入る数といたしまして、特別支援学校小中学部が全部で501台、それから高等学部につきましては全部で445台、そして県立中学校、中等教育学校には939台が導入される予定となっております。

達田委員

そうしたら、4月30日ということで変わっていますので、既にこれを使っているということですか。

古味総合教育センター所長

県立学校での活用状況についてでございます。

そちらにつきましては、現在、各学校のほうで設定をしておるところでございます、それぞれ個人の生徒がユーザー登録をすることによって、タブレット端末等が有効に活用できるようになるというふうなことで、この5月20日を大体の目途としまして、設定等を行っているところでございます。

達田委員

予定より大幅に遅れたということですね。そうしたら、子供たちが教育に必要なものですので、納期に間に合いますかということが契約の時に約束できていたのかなと思うのですけれども、入札ですから他社も入っていたと思うのですけれども、きちんと納期に間に合うかというようなことは確認されなかったのでしょうか。

高崎教育政策課長

このGIGAスクール構想で、県立学校に一人1台端末を調達する入札を行ったわけでございますけれども、当然ながら納期内に納めていただくということを前提としておりました。

一方で、令和2年度内の納入が完了しないのではないかと、そういった可能性が出てきましたことから、2月定例県議会におきまして繰越明許費の設定をさせていただいたところでございます。

ただ、そうしましても納入業者のほうには連絡をいたしまして、期限内に納めていただくことは再三連絡をさせていただき、端末の納入が遅れた場合というのは契約に基づき遅延利息を頂きますよということで、御連絡させていただいていたというところでございます。

達田委員

間に合わなかったことについて、業者から何か県に対してすべきことがあったのですか。

高崎教育政策課長

端末の納入でございますけれども、結果的には令和2年度内に入ったのですが、このネットワークの設定作業であったり、アプリケーションの導入作業、そういった作業も含めて納入していただくということにしておりました。先ほど説明させていただきましたように、県立高校それから聴覚支援学校の1万6,500台、この専決処分の契約でございますけれども、端末自体は入ったのですが、県が別途調達するアプリケーションを入れて設定をした上で納品してくださいという契約だったものですから、そういったアプリケーションの調達というのは県の役割としておったところ、そのアプリケーションの調達に時間を要してしまったというところで、知事の専決処分により契約を変更させていただいて、その承認をお願いするものでございます。

達田委員

私は詳しくないですけれども、設定しなければ使えないですよね。だから、その期限というのが最初から入っていて当然と思うのですけれども、なぜ入っていなかったのかなと、それが不思議なのです。

高崎教育政策課長

この契約には、元々納期限内にその設定も含めて納入していただくと、そういった契約でございました。

達田委員

そうしたら、このメーカーはどこなのですか。それで数は言っていたのですけれども、1台当たりの単価は計算して幾らになりますか。

高崎教育政策課長

この契約により導入されました機種でございますけれども、CHUWI社のUBookとCHUWI社のタブレットパソコン端末と言いますか、タッチパネル式のパソコンでございます。

設定料も込みで1台当たり4万8,950円でございます。

達田委員

私は会社の名前も分からないのですけれども、日本製なのですか。

高崎教育政策課長

このCHUWI社というのは、中国の会社でございます。

達田委員

この前、徳島市で中国製のパソコンで不具合が出たということが報道されていましたが、それは大丈夫なのですね。全て点検されておりますか。

古味総合教育センター所長

達田委員のほうから、先ほど不具合についてお問合せを頂いたところでございます。

現在、県立学校のパソコンの導入については、各学校のほうでも設定していただいております。その中で、やはり初期不良等が出る可能性もあろうかと思っておりますので、そのあたりは業者と連携しながら速やかに対応していきたいと考えております。

達田委員

メンテナンスもきちんとやっていただけるということですね。

（「はい」という者あり）

子供たちがこのパソコンを使って、本当に有意義な学習ができるように是非、今後の取組をお願いいたします。

1点だけ言わせていただきたいことがあるのですが、新型コロナウイルス感染者の発生状況によってなんですけれども、クラスターが鴨島第一中学校で4月22日、それから富岡東中学校・高等学校で4月24日ということで認定されております。

その何日か前に4月15日、16日と聖火リレーをやっています。そしてその後クラスター発生ということになって、どっと感染者が増えてきたのです。やっぱり県といいますか、知事をはじめ、すごく気の緩みがまん延してしまったのではないかと思えてならないのです。

ですから、本当に気を引き締めて、子供に対してはクラブをやめてくださいよとか、活動をやめてくださいよと言いながら、知事たちはきちんと活動をやめていないのです。そういう気の緩みが県民に伝播してしまったと思えてなりませんので、本当に感染拡大防止と言うのであれば、トップのほうからきちんとやっていただけるように是非お願いをして、発言を終わります。

大塚委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、仁木議員から発言の申出がありました。

この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、仁木議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

仁木議員

委員外議員の発言をお認めいただきまして、ありがとうございます。

質問を2点させていただきたいと思います。

1点目は、この報告事項にあります公立高校の新型コロナウイルスの件で、県内2校のクラスターの発生状況を含めてでありますけれども、この対応というところを公式に頂いているのですけれども、初期のクラスターが発生されるというところ、また生徒が陽性になったというところの初期の段階でのいわゆる対応を含めた対処方針等というのは、教育委員会でまとめられたりして、各学校の管理職の皆さんとか、そういった方々に周知されているような状況にあるのか、お教え願いたいと思います。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

仁木議員から、生徒に陽性が出た場合のそれぞれそのときの対応について、その対策を練っているのかという話を頂きましたが、生徒に陽性の判定が下りるたびに、教育委員会としては対策委員会を設けております。そして、特にクラスターが起こった場合は、どうして起こったのかということとその対策委員会で協議しまして、通知文若しくはウェブで各学校の管理職とか養護教諭、感染症対策の中心になる方に情報を伝達いたしまして、二度と起こさないような対策を練っております。

仁木議員

そういった周知徹底も大事なのですけれども、現場で起こった際に現場の管理職の皆さんがどうしたらいいのかっていうのは、今回の一端を見ていましたら待ちの状況に入ったような形がございまして、何を感じたかといいましたら、教育委員会からの指示もそう、保健所から関連者の連絡がありますよというところの連絡であります。

でも、本来であれば保健所からの濃厚接触者なり関連者のリストに載った場合というのは、これは待機してくださいねという案内をしていくのが役割になってくると思うのです。ただ、そこら辺の保健所との役割分担を保健所のほうに聞いたら、それは教育委員会の学校のほうがやるということです。教育委員会のほうは、ちょっと精査していますとか、いろいろちょっとかみ合わないところがございました。

そこら辺を今回を機に、クラスターが起こった場合は最初にどうしていくか、関連者への連絡は誰がするのか、また別途の濃厚接触者にはどのような連絡をするのかを含めてまとめられたほうがいいのではないのかなということを提案というか、意見として述べさせていただいたのですけれども、いかかでしょうか。

三原体育学校安全課 防災・健康教育幹

仁木議員のほうから、クラスターが起こったときのスピード感ある対応ということで質問を頂いたと思うのですけれども、仁木議員が言われますように、やはり最初のほう、昨年度までは残念ながら時間が掛かっていたのが現実です。ただ、この時間が掛かっているのは学校の対応も非常に厳しいものがありますので、保健福祉部、危機管理環境部と教育委員会が協議いたしまして、できるだけ速やかな対応ができるようにやっております。

それと、学校におきましては、先ほど言っていましたウェブ研修の中で、こういうふうな対応を陽性患者が出たようなときにしていきたいと思いますという共通理解を持ちまして、もし学校に感染者が出た場合の速やかな対応についてもお伝えしているところであります。

仁木議員

今、私がそうしたらどうですかって言わせてもらったのは、そのウェブ研修の中に入っているということなのですかね。というのは、一般の方というより現場の方で、感染症の関係でどういった対応をしたらいいのかというのは今まで多分勉強されていなくて、保健室の先生ぐらいしか多分分らないと思うのです。

そういったところで、初期はこうすとか、連絡の伝達とか、情報の発信の仕方はどうすとか、まずは関係者に連絡しなければいけない、ここを洗浄しなければいけない、という順番とか、そういったものが入っているようなものがウェブ研修という理解でよろしいですか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

仁木議員から、感染者が出た場合の対応ということで、ウェブ研修の中に入っていたのかどうかという御意見を頂いたのですけれども、そのウェブ研修の中できちんとフローチャートにいたしまして、感染者が出たときは教育委員会はこういうことをします、学校はこういう対応をお願いしますというふうに役割をきちんと分担しまして、それを示させていただきまして速やかな対応ができるようにやっていますと考えております。

仁木議員

この研修はいつぐらいからされていたのですか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

仁木議員から、研修はいつ頃からという話を頂きました。

まずは、昨年度の通知の中でこういう対応していきたいと思いますというのを、もう初期の段階、学校が再開した6月ぐらいから送っていました。

ただ、その時にいろいろ周知徹底が不十分なところもありましたので、この2月にウェブ研修ではなしに、その時は校長先生とか教育委員会の教育長とかをお呼びいたしまして、私のほうからきちんと図で示してこういう対応をしていきたいと思いますということをしていきました。

仁木議員

研修をしていただいているのでしたら安心したのですが、なかなか慣れないことで初めてのことも多いかと思ひますし、フローチャートもなかなか慣れないと思ひますから、研修の頻度も含めてですが、こういった管理職や保健とか体育とかの先生、そういうグループがあると現場で聞いておりますので、そういった研修の強化を含めて、想定も含めてしていただければなと思ひますので、その点を要望させていただきたいと思ひます。

最後に、専決処分の事項でございますけれども、言いたいことは岡委員から全部言っていたので、納入のこともきちんと考えなければいけないと思ひますが、私からのもう一つの意見は、やはり一旦議会で議決を得た契約でございますから、期日の変更というのは軽微なものではないと思ひております。金額と同様に大切なものだと思ひております。

議決を得たものでやる分を専決で変えるというよりも、聞いていましたら1月は不調で終わって3月2日に落札されたというところで、3月2日にはけつが見えていると思ひます。それは3月議会の会期中でございますして、10日の閉会日には間に合うという部分もあったと思ひます。

ですから、そういった観点で議決を得た契約というのは大事にさせていただきたいということを要望としてさせてもらうのですけれども、ちょっと御意見を頂ければと思ひます。

高崎教育政策課長

ただいま仁木議員より、この議決を頂いた契約に関する重みといいますか、そういったところで御意見を頂きました。

委員がおっしゃるように、議決を頂きました契約の内容を変更する場合は、本来は改めて議決を頂くべき事項でございますして、専決処分で契約の変更を行うということは本来あるべき姿ではないと認識しております。

ただ、このアプリケーション納入事業者が、3月上旬に決定はしたのですけれども、この決定した時点におきましては、納期限内にアプリケーションも調達できるし、端末納入業者によるこういった設定作業も納期限内に終了できると見込んでおりました。ただ、このアプリケーションでございますけれども、Microsoft 365というアプリケーションが、マイクロソフト株式会社との調整が別途必要な包括ライセンスでの調達としておりまして、このマイクロソフト株式会社とアプリケーション納入事業者との調整に想定以上の時間を要してしまったことから、端末の納入業者の設定作業ができるようになったのが3月末となってしまったことから、この納期限に間に合わない状況となったところでございます。

本来であれば議会にお諮りするべきところですが、時間がないということで、専決処分によりまして変更契約を締結させていただいたところでございますが、今後はこうした契約変更に係る専決処分行うことがないように、しっかりと執行管理を徹底してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

仁木議員

そういった認識を持っていたいただいていたならば、ちょっと安心しているのですけれど

も、その認識を変えないでいただきたいと思いますので、是非ともよろしく願いいたします。

臼杵副教育長

先ほど達田委員のほうから、クラスターの発生に当たりまして、我々の気の緩みがあったのではないかというふうな御発言があったところでございます。また、聖火リレーの点も含んだところがございました。

確かに、残念ながら報告もしましたように、4月以降クラスターというのが発生をしたところでございます。ただ、私ども、昨年度からもこの4月からも緊張感を持ちつつやってきたところでございます。引き続きしっかりと緊張感を持ちまして、感染拡大の防止に教育委員会を挙げまして対応していきたいと考えております。

大塚委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

長時間にわたる議論をありがとうございました。

私から一言だけお話をさせていただきたいと思います。

本当に素晴らしい議論をなされて、まずはやはり県民の皆さん方にとにかく分かりやすい情報を的確に伝えるということが非常に大事なことだと思っています。

それと一つの切り口で、やはり新型コロナウイルスを克服するには一つだけ欠けた視点があると思うのです。それは、新型コロナウイルスに対して自然免疫力を高めることです。若い方が非常に重症化する例とかがあります。それから、亡くなられた方もいろんな年代に増えています。よくそれを調べてみますと、やはり自然免疫力の弱い方が亡くなっています。

そういう切り口の中で、やはり体力を付けていく。それから、生活習慣病のある方なら、克服するという視点も非常に大事になってきます。そういう視点もこれから付け加えて、この文教厚生委員会の中で県民の命を守るというのをやっていっていただきたいと非常に思っております。

以上で、教育委員会関係の調査を終わります。

これをもって、文教厚生委員会を閉会いたします。（20時23分）